

平成17年10月26日  
明石市財務部契約課  
明石市水道部総務課

## 工事品質評価型入札制度の地域貢献評価点の加算について

明石市では、技術と経営に優れた地元業者の育成と努力した業者が報われるような仕組みの構築を目指して、本年7月より工事品質評価型入札制度を試行により導入いたしました。

その際、品質評価点の評価項目のひとつである「地域貢献」の評価点については、各業者の市内に本店を置いての営業年数（以下「市内営業年数」といいます。）の確認が必要であることから、10月に加算する予定であることをお知らせしておりましたが、このたびその確認作業を終えたことにより、下記のとおり「地域貢献」の評価点を加算することといたします。

### 記

#### 1 地域貢献評価点の加算

各業者には、市内営業年数に応じて、品質評価点に「地域貢献」の評価点を加算することとし、「地域貢献」の評価点及び加算後の品質評価点を「品質評価点通知書（地域貢献評価点加算）」により通知します。

また、市内営業年数の詳しい判断基準は、品質評価点通知書と合わせてお送りする「市内営業年数の判断基準」をご覧ください。

なお、財務部契約課のホームページで公表している品質評価合計点一覧表についても、「地域貢献」の評価点加算後の内容に更新しております。

#### 2 適用時期

平成17年11月1日以降に公告する案件に、「地域貢献」の評価点を加算した品質評価合計点を適用します。

初回公告予定日	財務部契約課	11月1日（火）
	水道部	11月7日（月）